

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

SK18170、07-028、14-019、S18083

③ 施設の情報

名称：田川湯山荘		種別：児童養護施設	
代表者氏名：白上浩二		定員（利用人数）：60 名	
所在地：福岡県田川郡香春町大字高野 699 番地			
TEL：0947-32-2010		ホームページ：	
【施設の概要】			
開設年月日 平成 1 5 年 4 月 1 日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 嘉穂郡社会福祉協会			
職員数	常勤職員：	32 名	非常勤職員 6 名
有資格	保育士	15 名	精神保健福祉士 1 名
職員数	公認心理師	2 名	看護師 1 名
	管理栄養士	1 名	その他 1 名
施設・設備 の概要	（居室数）6 室		（設備等）保育所棟
	親子訓練室、地域交流ホール		グラウンド

④ 理念・基本方針

理念

- (1) 子どもの最善の利益を最優先した養育を行います
- (2) 子どもの心身の調和のとれた発達を保障します
- (3) すべての子どもを社会全体で育みます

基本方針

- (1) 家庭的養護の推進に努めます
- (2) 心身共に健全な児童の育成に努めます
- (3) 子ども一人ひとりの意見を尊重し、子どもとの信頼関係を築きます
- (4) 地域社会に開かれた施設運営を心がけます

⑤施設の特徴的な取組

- ・「あたりまえの生活」を保障していく為に、家庭的養護推進委員会を立ち上げて取り組んでいる。
 - ・地域社会に開かれた施設運営を心がけ、地域の行事に積極的に参加している。
- また、香春町「キッチン小春ちゃん」実行委員会が中心となる子ども食堂への参加・協力を行うと共に、「社会福祉法人香春町連絡会」と連携し、ふくおかライフレスキュー事業への取り組みを行ったりと、地域と密接な連携を図っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成31年4月16日（契約日） ～ 令和2年3月20日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年1月（平成28年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

1 施設の地域交流について

○基本方針の一つに地域に開かれた施設運営があり、地域のイベントや行事によく協力されています。子ども達はマラソン大会や駅での清掃活動等に参加したり、施設主催の秋祭りに地域の方が参加されたりと交流は盛んです。

○町の連絡協議会の一員としてライフレスキュー事業で、町内のゴミ屋敷を片付けたり、防犯パトロールなどにも協力されています。地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努められています。地域の祭りの参加協力をして地域住民との交流活動も実施され、地域福祉の向上に取り組まれています。

2 関係機関との連携について

○県警の少年サポートセンターとの連携をし、子ども自身が自分を守る学習をする機会や定期的にユニット毎に個人面談をして子どもが自ら訴える機会の確保がされています。また、ユニット会議で子どもたちに虐待を受けた時の通報方法などをその時々には伝えられています。虐待を発見した時のマニュアルが作成され、第三者への通報フローチャートも整備されているなど、不適切なかわり防止・早期発見体制を構築されています。

3 子ども支援について

○退所後も担当だった職員が定期的に連絡を取り、気軽に遊びに来られる取組をしています。退所者で思い出サロンを作り、秋祭りや正月休に退所者同士が話し合っ
て交流の場が設けられます。退所者に出る助成金の情報提供などの取組もしていま

す。

○ユニット生活について

○年に2回の健康診断やユニット毎に毎月1回体重身長/body測定を行い健康管理する体制が整っています。医療についての説明は医師が行い、その後のフォローを看護師や心理職が、食べ物への配慮は栄養士が夫々の役割を分担し、サポートシステムで全職員が情報共有する仕組みができています。職員も感染症について研修を行い、心身の健康管理について知識を深める取組がされています。

○施設での生活が安定していることにより子どもの問題の軽減や癒しにつながるように配慮されています。問題を一人で抱え込まないようにユニット毎に職員が専門職のコンサルテーションを受けることにより、職員自身の精神状態にも配慮する仕組みがあります。警察のサポートセンターと連携し職員研修会を実施し、関係機関とケース会議を開催し子どもの行動上の課題に対応しています。

○職員の勤務体制が、小学校以上の子ども達がいらない時間帯も勤務時間とみなされ（中抜けがない）職員が勤務し易いように勤務体制に配慮がされています。

◇改善を求められる点

1 外部に対する情報の提供について

○基本理念の職員への周知を職員会議などで資料を配布する取り組みをされていますが、ホームページの開設や広報紙の発行など外部に向かって情報を発信し、子どもや保護者に対しても周知の徹底がなされることを期待します。

2 子どもへの「性教育」などの支援体制について

○子どもの不安に対してその都度子ども達の相談にのり、疑問や不安に応えようとする体制があります。子ども達にも外部講師を呼んで性についての正しい知識を得る機会が設けられていますが、今後は子ども達の年齢や発達に応じたカリキュラムを策定し、定期的に自分を守り、自身を大切にすることを学ぶ機会を作られることを期待されます。

○配慮の必要な子どもに対しては関係機関と連携して心理職を中心に支援が行われています。夜は3人の夜勤体制で、幼い子どもたちが寂しい思いをしないような環境が整えられています。個人面談で児童たちの話からいじめや暴力の早期発見ができる体制があり、職員の思いを伝えられています。今後は個々のケースをファイリングされ、子ども支援や職員研修に役立たせることを期待します。

○心理職は職員からの相談に対応し、内部研修を実施して、職員全員が心理的ケアを行える体制があります。さらなるスキルアップのために外部講師のスーパービジョンを受けたりや心理的な自立支援プログラムの作成が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

外部に対する情報の提供を始め、まだまだ課題は山積していますが、今回の結果を真摯に受け止め、改善すべき点は、全職員で取り組んでいきたいと思います。
今後も、地域社会に開かれた施設運営を心がけると共に、今まで以上に、子ども達に寄り添い、きめ細かな養育・支援をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざしていきたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ○基本理念の職員への周知を職員会議などで資料を配布する取組をされています。 ○ホームページの開設や広報紙の発行など外部に向かって情報を発信し、子どもや保護者に対しても周知の徹底がなされることを期待します。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ○地域の福祉計画の策定動向を把握し、地域の特徴・変化等をよく分析されています。 ○さらに定期的に潜在的に施設入所を必要とする子どもの推移や利用率の分析が行なわれることを期待します。		
③	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a

<コメント> ○経営状態を法人役員会に報告し、関係役員間で共有されています。職員間にも職員会議で周知が図られ、課題も明確にされています。
--

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> ○中長期ビジョンは、「小規模化・地域分散化」と明確にされています。しかし、計画の進捗期日や数値目標など具体的なデータが明確ではありません。この点の計画設定が望まれます。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> ○中長期計画が単年度に反映されていない部分があります。 ○単年度の数値目標をより具体化し予算化され実行可能な状態になることが望まれます。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> ○職員の意見を職員会議などで聞いて反映された事業計画となっています。 ○各専門職の事業計画もあります。事業計画策定のための会議の進め方の手順書を作成され、事業実施状況の見直し時期などが明示されることが望まれます。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント> ○ユニットごとに子ども同士で意見を言えるような会議の場があります。 ○その時に子ども達に事業計画なども周知されています。今後子どもにもわかりやすい資料の作成が望まれます。		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a

<コメント> ○月1回のケース会議等で、養育・支援内容について評価を行う機会が確保されています。 ○PDCAサイクル・・・P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）を活用し、自己評価を行い、各研究部会も活動がなされています。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント> ○職員間で課題の共有化が図られ、職員の参加のもとで改善計画が作られる仕組みがあります。今後その内容を文書化し、記録に残すことが望まれます。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> ○経営・管理方針を規程などで明確しています。しかし、さらに施設長の役割及び責任を広報紙などに1年に1度記載し、職員及び保護者等に周知がなされることが望まれます。 ○施設長不在時の命令指示体制を確立されることを期待します。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> ○研修会に参加され、法令等の理解に努められ、職員への周知がなされています。 ○必要な時に必要な時に確認できるように法令のリストを作り、活用することが望まれます。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> ○チームの一員として現場の話し合いの場に参加し、支援の向上に取り組まれています。 ○関係機関との話し合いや地域の会議にも参加され、社会的に養護施設が果たす役割を積極的に担っています。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を	a

	発揮している。	
<コメント> ○法人との連携の中で経営改善に実効性を高められる体制が整っています。 ○職員が働きやすい環境（勤務時間中に抜けがない等）作りに積極的に取り組まれています。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> ○県社協の就職フェアへの参加や学校訪問、ハローワークへの登録など人材確保の体制が整っています。 ○専門職の配置に積極的に取り組まれ、配置されています。 ○福祉人材や人員体制の基本的考えを確立されることを期待します。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> ○法人で人事基準が決められ、職員に周知されています。 ○人事考課の後、施設長が面談し、専門性や職務遂行能力などを評価され、職員が将来像を描きやすい仕組みができています。 ○職員と共に目標管理や人事考課制度への取り組みと協議を期待します。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<コメント> ○職員の健康と安全に配慮し、定期的な健康診断など体制が整っています。 ○休暇管理体制が確立しています。困難事例を一人の職員が抱え込まないようにコンサルテーションが実施されています。 ○個別面談もなされていますが、その日時等の記録を残すことが望まれます。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<コメント> ○職員が設定した目標について、必要に応じて面接したり、階層別（勤務年数で決まる）研修を行うなど、職員育成に向けた取り組みが行われています。 ○職員の資格取得への支援を行い一人ひとりに応じた質の向上の体制が整っています。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b

<コメント> ○期待される職員像が明示され、研修計画に基づき研修が実施されています。 ○内部研修も職員会議の中で実施され、専門職が伝達研修を行っています。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<コメント> ○新人職員には専任の指導員がつき初期の指導に当たっています。外部研修にも積極的に参加できる体制が整い、一人ひとりの教育の・研修の機会が確保されています。 ○さらに外部の講師からスーパービジョンを受けることができる体制を整えるなど職員の専門性の向上の機会が確保されることを期待します。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> ○実習マニュアルが整備され、保育士実習担当者の基本姿勢が整っています。 ○社会福祉士や心理職などの専門職の実習受け入れも今後、検討されることを期待します。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> ○地域貢献を事業計画の中に位置付け地域のイベント等にも積極的に参加され、施設の地域での役割が明確化されています。 ○ホームページの活用や広報紙の地域への配布などでさらに運営の透明化を確保する取り組みが望まれます。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> ○施設の事務経理は、顧問税理士による定期的に行い適切な運営のための取組が行われています。決済までの流れも職員間に周知され透明性のある運営がなされています。 ○今後は公認会計士などによる外部の監査も定期的に受ける取り組みを期待します。 ○今後は公認会計士などによる外部の監査による、経営・運営上の改善への取り組みを期待します。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ○基本方針の一つに地域に開かれた施設運営があり、地域のイベントや行事によく協力されています。子ども達はマラソン大会や駅での清掃活動等に参加したり、施設主催の秋祭りに地域の方が参加されたりと交流は盛んです。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ○地元企業がクリスマス会を主催してくれたり、中学生の職場体験を受け入れています。保育科の学生が月1回幼児と遊ぶボランティアを受け入れています。 ○今後はボランティア受け入れのため事前手続きの内容を検討され明文化されることが望まれます。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> ○地域や関係機関の社会資源一覧表が各ユニットに配架され、職員間の情報共有ができています。小中校の教師とも定期的に個々の子どもについて話し合う場が設けられています。 ○また、関係機関や要保護児童対策協議会のメンバーとして参加する等、地域でのネットワーク作りにも取り組まれています。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント> ○町の連絡協議会の一員としてライフレスキュー事業で、町内のゴミ屋敷を片付ける手伝いをしたり、防犯パトロールなどにも協力されています。地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めてられます。 ○祭りの参加協力をして地域住民との交流活動も実施され、地域福祉の向上に取組まれています。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> ○子ども食堂やライフレスキュー事業の中心的な役割を担われ、公的な事業で地域コミュ		

ニティの町づくりに積極的に関わっておられます。

○災害時の協力体制の覚書も町と交わし住民の安全安心のための支援の取組も行われ、公的な活動が行われています。

○さらに住民を巻き込んだ施設独自の取組を検討されることを期待します。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント> ○子どもとの「信頼関係をきずく」ことを基本方針とし、それが明示されています。内外研修において人権擁護をテーマにしたり、ケース会議の中では人権侵害防止の視点で話し合われています。 ○子ども達には入所時に渡す権利ノートを活用して擁護について随時話す体制が確立されることが望まれます。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<コメント> ○ユニットごとに会議や個人面談を行なっています。他のユニットに入るときには、チャイムを鳴らす、入浴も個浴を原則として生活の場でプライバシーに配慮した支援が行われています。 ○今後は子どもや保護者向けのプライバシーのルール規定や個人情報を守る規定などを策定し、プライバシー保護を職員のみでなく、子どもや保護者に周知する体制の構築が望まれます。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント> ○関係機関と連携を取りながら保護者に説明されています。幼い子には慣らし保育や見学希望者の対応など工夫されています。 しかし、同意を得るための情報提供として子どもの年齢（理解力）に応じた図・絵などを使用した説明資料の作成や入所のしおりなどの作成が望まれます。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b

<コメント> ○児童相談所と連携して説明を行っています。保護者同席で説明が行えない時は、電話で説明をされるなど分かりやすい説明に努められています。 ○意思決定が困難な子や保護者への対応など同意書が得られない場合の対応などルール化がまだできていません。適切な意思決定を促すために対応のルールを文章化することが望まれます。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> ○他の施設に移行する時は職員会議を開き、全職員が情報を共有することで継続性に配慮されています。子ども達には、権利ノートに困ったときの対応を記入させて、相談窓口の情報を提供しています。 ○相談には施設を出た時の職員が施設退所後の対応に当たっています。 ○今後、退所した後のルールを文章化し、担当が誰に代わっても、質が同じ支援継続ができる体制を整えることが望まれます。		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント> ○各ユニットで月1回一人ひとりに個別面談が行われ満足度の向上に努めています。ユニットの代表が出席するリーダー会議でユニットの要望や満足度の把握に努められています。 ○今後は満足度アンケートや調査を定期的に行い、それに基づいた子ども参加の検討会議の設置や改善策の策定、満足度アップの取組みを期待します。		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<コメント> ○意見箱の設置や苦情解決体制が掲示され、苦情が言えることの啓発をされています。苦情があった場合は、役員会議で発表され情報の共有化が図られています。 ○しかし、苦情の対応、解決方法を、保護者や子どもにフィードバックし公開する体制が不十分であり、苦情を生かして支援の質の向上に取組まれることを期待します。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<コメント> ○ユニット毎に毎月個別面接を実施されています。各個人の部屋や保健室・心理室などを利用し意見を述べやすいスペースを確保されています。 ○相談できる仕組みを広報するためにその手順を文章化し、子どもたちに周知して、意見		

を述べやすい環境を整えることが期待されます。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント> ○パソコン・サポートシステムで全ユニットが子どもの意見を共有できる環境があります。意見箱の設置や嗜好アンケートなどで意見を把握する体制があります。 ○相談の受け方や受けた際の記録方法・報告の手順・対応策の検討の仕方・子供への経過と結果の説明・公表の方法等を定めたマニュアルを今後作成し、その体制作りが期待されます。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント> ○危険箇所や遊具などの定期的な点検が実施されています。夜勤明けの職員が子どもたちの安全確認を行い朝礼で報告が行われています。 ○事故報告やヒヤリハット・パソコンサポートシステムなどで情報共有を行っています。 ○今後はマネジメント委員会を設置し、事故防止や安全確保対策の定期的な評価見直しを行うなど、組織的な取組が期待されます。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> ○感染症マニュアルや嘔吐対応セットを各ユニットに配布し、感染が多い時期に改めて職員会議等で周知され、安全体制が整備されています。 ○感染症予防のため、子どもの安全確保に取り組まれています。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント> ○災害時のマニュアルや非常食使用計画が策定され計画通り備蓄されています。避難訓練も色々な場面（地震・洪水など）を想定し実施されています。 ○施設が町の土砂崩れ危険地域になっていることから発災時でも養育・支援が継続可能な計画を定め、必要な対策を取ることが望まれます。		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b

＜コメント＞ ○各ユニットの担当が子どもの状況を把握しサポートシステムで全職員が情報共有できる体制が確立されています。プライバシーに配慮し一定の水準で養育できる仕組みができています。 ○標準的な実施方法が文書化されておらず、担当職員の力量に任せている状態です。誰がやっても一定水準で標準的な養育ができるように養育支援マニュアル作成が望まれます。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
＜コメント＞ ○自立支援計画が作成されその見直しも1年に2回定期的に見直されています。必要時に関係機関と職員間でケースカンファレンスも行なわれ、見直しの仕組みができています。 ○自立支援計画で、緊急な変更が必要な際、必要に応じて子どもの意見を取り入れる工夫を期待します。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	b
＜コメント＞ ○自立支援計画の策定にあたって、児童相談所が行ったアセスメントを基に施設でもアセスメントを行い、自立支援計画が作成されています。 ○自立支援計画は関係機関の意見を含め適切に作成されています。 ○アセスメントから計画作成プロセスを明確にするために自立支援計画策定マニュアルなどの作成が望まれます。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
＜コメント＞ ○年2回半年に1度の見直しが実施され、見直しで変更された内容は職員に周知されています。職員会議やケース会議で検討し自立支援計画が策定されています。 ○計画の見直しに当たって子どもの意見の把握や同意を得る手順などのルール化を期待します。		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
＜コメント＞ ○パソコン・サポートシステムを使用して統一された様式で記録されています。他部門への情報伝達も行われ、その日の支援内容や職員各人の任務を確認して養育支援に当たっています。その他職員会議で必要な情報共有ができています。		

○記録の書き方の研修も実施されていて、記録内容や書き方に差異が生じない取組が行われています。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<コメント> ○個人情報管理規程が定められ、職員は個人情報管理について理解し遵守されています。 ○写真や映像、SNS など個人情報の取扱いについて子どもや保護者に説明する体制作りを期待します。		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<コメント> ○子どもの権利擁護について職員に年に数回内部研修を行い、職員の理解を深めマニュアルに基づいた支援が行われています。 ○権利侵害事例については、子どもへの面談による聞き取りを中心に他機関とも情報共有して取組が行われています。		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<コメント> ○子どもの権利について内部研修を実施し、職員の意識付けがなされています。子どもの自他の権利について子ども達には生活場面で教育をされ、子どもから相談を受けた場合は、受けた職員だけでなく職員間で報告連絡相談を行い、的確に支援されています。 ○権利についてその子の理解力に応じた資料を使用し説明を行い、子ども達が自分の権利について理解する機会を定期的に設けることを期待します。		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
<コメント> ○ケース会議や職員会議を通して子どもの発達状況について情報共有されています。子どもの個別事情を配慮してお墓参りや他の施設見学などに対応され、生き立ちを振り返る支		

援をしています。生い立ちを伝えるタイミングは、その子の発達段階を考慮し児童相談所と連携して行なわれています。 ○子どもの写真は整理されています。その子の生い立ちを振り返る支援をされています。ユニット全体で取り組めるよう体制の充実を期待します。		
A－１－（４）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A－１－（４）－① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<コメント> ○県警の少年サポートセンターと連携し子ども自身が自分を守る学習をする機会や定期的にユニット毎に個人面談をして子ども自ら訴える機会を確保しています。 ○ユニット会議で子どもたちに虐待を受けた時の通報方法などを伝えられています。虐待を発見した時のマニュアルが作成され、第三者への通報フローチャーも整備されているなど不適切なかかわり防止・早期発見体制が整っています。		
A－１－（５）子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A－１－（５）－① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
<コメント> ○毎月のお小遣いにお金額を小・中・高生別に決めて、児童ひとり一人にお小遣い帳を作成し、経済観念が身につくように支援しています。 ○各ユニットで子ども達主体のユニット会議が定期的に関われ、余暇の過ごし方や生活の課題を主体的に話し合う機会が確保されています。そのユニット毎の課題や希望をリーダー会議で検討し、施設の運営に反映させる体制が整っています。		
A－１－（６）支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A－１－（６）－① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<コメント> ○児童相談所を必ず通し、それまでの人間関係が持続できるように配慮されています。 ○退所後も半年間は月１回当時の担当職員が電話連絡を取り、退所時の状況をパソコン・サポートシステムで記録し職員全員が情報共有しています。 ○退所時に、本人に今後も相談できることを伝え、退所による不安を和らげるように努められています。		
A⑦	A－１－（６）－② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<コメント>		

○退所後も担当だった職員が定期的に連絡を取り、気軽に立ち寄れるように取り組まれています。

○退所者で思い出サロンを作り、秋祭りや正月休みに退所した者同士が話し合って交流の場が設けられます。退所者に出る助成金の情報提供などの取組みもされています。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<コメント> ○児童相談所からの情報提供から成育歴を知り、子どもの心のケアが心理職を中心に行われています。 ○学校からの帰宅時間に合わせて心理職の勤務時間も柔軟に変更して対応しています。子どもの生活リズムに合わせて子どもの心に何が起きているのかを理解しその気持ちを受け止める取組がなされています。 ○施設での子どもの成長における心理的課題を心理職と連携し把握することを期待されます。		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<コメント> ○お誕生月に職員と1対1で食事に行ったり、好きなメニューのリクエストに応えたり、祖母のお墓参りを希望した子に同行したりと個別の要求に柔軟に対応できる体制が整っています。 ○夜は未就学児が眠るまではその部屋にいて、その後ユニット毎に巡回する等、安心感を与えるように配慮されています。 ○個人面接を定期的に行い、職員と子どもが個別に触れ合う時間も確保されていて基本的要求が充足する支援がなされています。		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<コメント> ○日常生活の中で子ども達が生活習慣を身につけ、自分で行えるように見守り必要な声掛けが行われています。 ○職員は規定より常時1～2名多く加配し、朝・夕の時間帯も十分な職員数で支援ができるように勤務表を作る際に注意されています。 ○自主性を延ばすために、子ども達主体のユニット会議やリーダー会議が開かれ自ら判断し行動することが保障されています。		

A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
〈コメント〉 ○小中学校とよく連携が取れ、必要な子には支援学級や取り出し授業（別室授業）が行われ、学びの機会を確保しています。 ○地元の幼稚園にもきちんと通わせ、希望者には塾への送迎をおこなっています。 ○大学生ボランティアを受け入れ、学習したり遊んだり発達に応じた支援がなされています。		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
○日々の生活の中から社会的規範が身につくように支援されています。駅の清掃ボランティアに年4回参加したり、地域の夏まつり、香原町主催のジュニアリーダー研修等、地域の行事に積極的な参加を促し社会性が身につく支援がなされています。 ○ネットやSNS（ソーシャルネットサービス）に対する研修を子ども達にも参加させ、事件に巻き込まれないよう、また巻き込まれた時も自分の身を守るように支援が行われています。		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
〈コメント〉 ○誕生日には、自分の好きなものをリクエストできる制度があり、食事の楽しみの一つになっています。 ○ユニット毎に中高校生にはクラブ活動や通塾の子の帰ってくる時間に合わせて温かい食事が提供できるように配慮され子どもの生活時間に合わせた食事が提供されています。 ○調理実習がユニット毎に実施され、楽しみながら食事ができる仕組みができています。		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣 服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
〈コメント〉 ○近くの衣料品店等で季節ごとに購入され、1月に1度はユニット毎に買い物の日が設けられています。その時に、子ども自身の好みの服も購入できる機会があります。 ○アイロンがけは幼い子以外は自分で行い、洗濯物を干す事などを習慣づける練習をしています。衣服の補修も子ども達が職員に遠慮なく依頼できるように声掛けしています。		

A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
<コメント> ○ユニット毎に子どもたちの希望によって、家庭的な雰囲気になるように住環境を整えています。 ○子ども達の希望によって、リビングの家具（電気こたつ、電灯、カーペット等）を購入しています。高校生以上は全員個室で鍵がかかり居場所が確保されています。 ○整理整頓ができていないか、定期的にチェックする表などを利用し習慣化する体制が期待されます。		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<コメント> ○年に2回の健康診断やユニット毎に毎月1回体重・身長/body測定を行い健康管理する体制が整っています。 ○医療についての説明は医師が行い、その後のフォローを看護師や心理職が、食べ物への配慮は栄養士がそれぞれ役割分担し、パソコン・サポートシステムで全職員が情報共有する仕組みができています。 ○職員も感染症について研修を行い、心身の健康管理について知識を深める取組がされています。		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<コメント> ○その都度、子ども達の相談にのり不安に応えようとする体制ができています。 ○子どもの気持ちを大切にするとところから職員がLGBTの研修を受け、子ども達にも外部講師を呼んで性についての講話を実施し、正しい知識を得る機会が設けられています。 ○子ども達の年齢や発達に応じたカリキュラムを策定し、定期的に自分自身を守る、自分自身を大切にすることを学ぶ機会を確保することが期待されます。		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<コメント>		

○施設での生活が安定していることにより子どもの精神的な落ち着きを維持するように配慮されています。 ○問題を一人で抱え込まないようにユニット毎に職員が専門職のコンサルテーションを受けることにより、職員自身の精神状態にも配慮する仕組みがあります。 ○警察のサポートセンターと連携し職員研修会を実施し関係機関とケース会議を開催し子どもの行動上の課題に対応しています。		
A ⑱	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<コメント> ○配慮の必要な子どもに対しては関係機関と連携して個別の援助が心理職を中心に行われています。夜は3人の夜勤体制で、幼い子どもたちが寂しい思いをしないような環境が整えられています。 ○個人面談で児童たちの話から人間関係を把握しいじめや暴力の早期発見ができる体制を作り、職員の思いを子どもたちに伝える機会も確保しています。 ○今後は個々のいじめケース記録を残し支援に役立たせることを望みます。		
A-2-(8) 心理的ケア		
A ⑲	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<コメント> ○心理担当職員を中心に心理的ケアが行われ、その時の児童の様子や気持ちなどはパソコン・サポートシステムで全職員が共有できています。 ○心理の専門職は職員からの相談に対応し内部研修も実施して、職員全員の心理的ケアを行える体制が整っています。 ○今後さらなるスキルアップのために外部講師のスーパービジョン体制構築や心理的な自立支援プログラムの作成が望まれます。		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A ⑳	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<コメント> ○通塾希望者には通塾の機会を提供し子どもの希望に沿った学習の機会を確保しています。 ○大学生ボランティアや地域の勉強会に参加し教師と連携し特別支援学級や取出し学級に通い学力等に応じた学習支援が行われています。 ○小中一貫校への進学や通信高校への進路変更の支援など一人ひとりに合わせた支援が行われています。		
A ㉑	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができる	a

	よう支援している。	
<コメント> ○高校に通学していたが子どもの意向を尊重して通信制に進路変更したりなど本人の意思を最優先しています。 ○精神障害などで不安定な子どもには必要に応じて措置延長も行いその子の利益になるような支援を行っています。		
A②③	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<コメント> ○アルバイトは奨励していて、希望する子は洋品店・飲食店等でアルバイトをして、携帯代などの支払いに充てています。 ○栄養士が中心になって退園する子達に生活の自立訓練として調理実習を実施、地域の自立体験セミナーに参加する等社会体験の拡大に取り組んでいます。 ○子どもの希望があれば英語検定など資格取得支援もしています。 ○職場実習の内容を充実させるために事業主との連携等を期待します。		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A②④	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<コメント> ○保護者に学校行事や荘行事への参加依頼を行い、関係が切れないように支援しています。児童相談所と連携して保護者との連絡を行い、会いに来ない保護者にも現在の子どもの様子を共有し再開時の違和感なるべく失くす様支援しています。 ○保護者と外出後や一時帰宅の後は観察を強化し不適切な行為があった場合には即対応できるような体制作りしています。		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A②⑤	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<コメント> ○児童相談所と連携し児童と保護者の面会場面を設定し、家庭訪問もされています。 ○一時帰宅や親子外出などを実施し家族のつながりが消えないように支援しています。親子が一緒に暮らす体験として親子訓練室も設けています。 ○親子再構築のために見立てから支援方針を明確にした計画を作成しマニュアル化することが期待されます		